

事務連絡
令和2年5月26日

福生市内保育施設長 各位

福生市子ども家庭部子ども育成課長

緊急事態宣言解除に伴う各施設の対応等について
(令和2年5月26日現在)

平素より、福生市の保育行政に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。
さて、国の「緊急事態宣言」は5月25日(月)に解除されたところですが、福生市における新型コロナウイルス感染症対策については、当初のとおり5月31日(日)までとなっております。

令和2年6月1日(月)以降の公共施設等の対応については順次開館等の対応となっており、保育所等の対応については登園自粛要請を解除し、通常通りの運営を再開することとなりました。

市役所業務については、交代制勤務の解除、昼時間(12時～13時)窓口業務の再開、時間外開庁(水曜夜間、土曜)の再開、電車通勤職員等への時差出勤の導入、市が主催するイベント等の令和2年9月末までの中止又は延期、庁内会議等の自粛・代替等、など、感染リスクの回避、感染予防、感染拡大防止の見地から様々な対応を実施してまいります。

つきましては、今後とも新型コロナウイルス感染症対策により一層注力していただきつつ、次のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

1 登園自粛要請期間

令和2年5月31日(日)まで

2 令和2年6月1日以降の対応について

(1) 保護者への説明について

市ホームページに保護者あての通知を別紙のとおり掲載します。保護者へは保育所等からメールやアプリ等を使ってお知らせをお願いいたします。

(2) 登園自粛に係る保育料の日割り減額について

令和2年6月1日以降は実施しません。

(3) 感染症拡大防止対策について

施設内及び職員等における衛生面について徹底した対策を引き続きお願いいたします。

(4) 職員において留意すべき点について

令和2年5月15日付け福生市子ども家庭部子ども育成課長名で発出した事務連絡において依頼していますが、職員のメンタルヘルス等への十分な配慮や、感染リスクを考慮した行動を徹底していただきますようお願いいたします。

(5) 情報共有の徹底について

令和2年3月11日付け福生市子ども家庭部子ども育成課長名で発出した事務連絡において依頼していますが、対策に関連する情報については、市との情報共有を引き続き徹底していただきますようお願いいたします。

4 その他

新型コロナウイルス感染症の新規感染者の人数の状況によっては、対応が変更となる場合がありますので御承知おきください。

【問合せ】

福生市子ども家庭部子ども育成課
保育係 042-551-1780 (直通)